

## 不利益処分個別票

所管局部課（担当）名 （電話番号）	中央卸売市場 企画担当(06-6469-7935)
処分課（担当）名	同上
処分の名称	卸売業務の許可の取消し（法令違反に対する監督処分として行うものを除く。）
概要	卸売業者が事後に許可の基準に該当しないこととなった場合は、卸売の業務の許可を取り消すことがあります。その他、不正の手段により許可を受けたことが判明した場合、長期間にわたって卸売業務を行わない場合等に、許可を取り消すことがあります。
根拠法令等 及び条項	中央卸売市場業務条例第12条第3項及び第16条（昭和46年条例第40号） ( <a href="https://www1.g-reiki.net/reiki37e/reiki.html">https://www1.g-reiki.net/reiki37e/reiki.html</a> )
処分基準	<p>◎卸売業者が、次の各号のいずれかに該当するときは、許可を取り消します。</p> <p>(1) 卸売市場法の規定により罰金の刑に処せられた者で、その刑の執行終了又は執行猶予期間満了から起算して3年を経過しないものであるとき</p> <p>(2) 業務を執行する役員のうち次のいずれかに該当する者があるとき</p> <p>ア 破産手続開始決定を受けたとき</p> <p>イ 禁錮以上の刑に処せられた者又は卸売市場法の規定により罰金の刑に処せられた者で、その刑の執行終了又は執行猶予期間満了から起算して3年を経過しないもの</p> <p>ウ 卸売業務の許可取消しの監督処分を受けた法人の役員であった者で、その処分の原因となった事実が発生した当時、その業務を執行する役員として在任したもの(市長が認めるものを除く。)で、その処分の日から起算して3年を経過しないもの</p> <p>エ 役員の解任の命令の対象となった者で、その命令の日から起算して3年を経過しないもの</p> <p>(3) 純資産額が基準を下回った場合の業務停止命令を受け、6カ月以内に基準を上回った旨の申し出を行わないとき又はその申し出があってもこれを相当と認めることができないとき</p> <p>(4) 行おうとする卸売の業務が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団の利益になるとき</p> <p>◎卸売業者が、次の各号のいずれかに該当するときは、許可を取り消すことがあります。</p> <p>(1) 偽りその他不正の手段により許可を受けたことが判明したとき</p> <p>(2) 正当な理由なく許可の通知を受けた日から起算して1月以内にその業務を開始しないとき</p> <p>(3) 正当な理由なく引き続き1月以上その業務を休止したとき</p> <p>(4) 正当な理由なくその業務の遂行を怠ったとき</p> <p>(5) 卸売の業務を適確に遂行することができる知識及び経験を有する者でないとき</p> <p>(6) 卸売の業務の事業計画が適切でないとき又はその遂行が確実と認められないとき</p>
ホームページ	<a href="https://www.city.osaka.lg.jp/shijo/page/0000023610.html">https://www.city.osaka.lg.jp/shijo/page/0000023610.html</a>
備考	—